

学校いじめ防止基本方針

学校法人西口学園
いじめ防止対策委員会

第1章 いじめに関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたりする行為も許さない姿勢で、些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校が教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという教育観を持つことが重要となる。

本学園では、「生徒が安心して学校生活を過ごせる環境づくり」を目指している。いじめはその環境を悪化させるものであるという認識のもとに、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

いじめとは、他者に対して心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上の SNS 等を通じて行われるものを含む）であって、その他者が心身ともに長期にわたり苦痛を感じていることをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

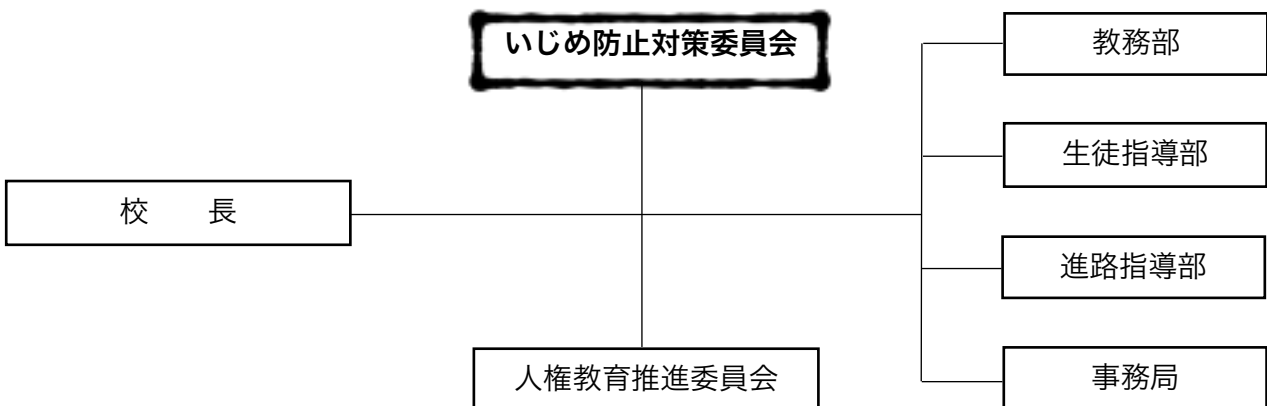
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、不快なことを頻繁に言われる
- ・仲間外れや集団による無視をされる
- ・頻繁に、ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、または危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネット上の SNS や携帯電話等で、誹謗中傷や不快なことを書き込まれたり言われたりする等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「学校法人西口学園 いじめ防止対策委員会」

(2) 校内組織図



(3) 役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの対応
- ・ いじめ防止に関する教職員研修

第2章 いじめの防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育の場である学校自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神が行き渡っている環境であることが求められる。このことを基盤として、人権に関する知的理解と人権感覚を育む学習活動を推進する必要がある。

特に、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、いじめは、どの生徒にも起こり得るという認識を全教職員が持って取り組む必要がある。

2. いじめ防止のための処置

(1) いじめに関する共通理解を図るため以下の認識を持たせる。

教職員に対して

- ・ いじめは、どの生徒にも起こり得るものである
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として許される行為ではない
- ・ いじめは、周囲に気づきにくいところで行われることが多く発見が困難である
- ・ いじめは、学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むことが望ましい
- ・ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する恐れがある
- ・ 教職員の先入観に基づく指導は、いじめを助長すること恐れがある

生徒に対して

- ・ いじめは、人権侵害であり、人として許される行為ではない
- ・ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する恐れがある
- ・ いじめをはやしたてる「観衆」の存在は、被害生徒にとって、孤独感・孤立感を強める存在であり、いじめによる直接的な苦痛を助長することになる
- ・ いじめを見聞きしたら、「観衆」や「傍観者」にならず、必ず先生に知らせることが、いじめを無くすことにつながる

(2) 生徒たちに自己存在感や充実感を獲得させる。

いじめに向かわない態度や能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。教育活動を展開していくなかで、教職員が生徒に対して愛情を持って接し、生徒一人ひとりの様子を観察するためにも、こまめに声掛けをし、日々の小さな動向をも見逃さないようにする

ことが大切である。教職員の温かい声掛けが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておく必要がある。

しかし、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動はないか常に注意を払うことも忘れてはいけない。生徒の自尊心が傷ついていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を教職員がお互いチェックすることが重要である。そのためにも、教職員同士での意見交換の場を積極的に設け、気軽に話ができる職員室の雰囲気づくりを実施し、教職員のチームワークをうまく機能させることが必要である。

一方、多様な個性を持ったかけがえのない存在として大切にする視点から指導にあたるとともに、いじめは絶対に許さないといった毅然とした態度を示すことも必要である。また、集団の一員として自覚や自信が育めるように、学校行事等を通じて全ての生徒が役割を担うことができようように配慮し、どの生徒も集団への所属意識と協働作業を通じての達成感を共有できるようにすることが重要である。社会貢献活動や校外での交流体験の機会を設けるなど、積極的に他者と関わる機会をつくるなどの工夫などをして、生徒たちに自己存在感や充実感を獲得させるようにする

(4) 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法で定められた“重大事態”に該当すると思われる事態が発生した場合には、第一に生徒の安全を確保し、迅速に調査に着手する。それに並行して緊急会議を開き、適切な対応を決定する。必要であれば当該重大事態の性質に応じて外部機関と連携し、適切な専門家を加えるなどの方法も検討する。悪質な行為、または著しく教育を妨げる行為を繰り返し行う場合、その保護者に対して生徒の出席停止を命ずるなど適切な対処を行う。

さらに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、すみやかに所轄警察署に通報し、連携して対応する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えるなど、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えるなど、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性と隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないためにも、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当がお互いに気になる状況があれば、些細な事でも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

そのため、職員会議など、あらゆる機会を生徒情報交換の場として捉えるとともに、日常的な会話の中でも生徒情報の共有に努める。

(1) 本校入学時に、中学校時代にいじめを受けた経験があるかどうかのアンケート調査を実施する。経験有りの生徒に関しては当然のことながら、経験無しの生徒に関しても、認めることが恥ずかしい等の理由で隠匿の可能性もあるので入学当初は特に注意深い観察を行う。また同様に、各期に行う三者懇談においても危険信号がないかの観察を行う。

日常に関しては、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気を付けて観察していく。遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡しておくことが必要である。

そのため、懇談会等で、生徒の学校での様子を保護者へ伝えると同時に、家庭での様子も聞き取る。また、些細な事でも、生徒の異変に気づいたら、すぐに互いに連絡を取り合えるような関係づくりをする。

(3) 生徒、その保護者と教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として日頃からの声掛け等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である、また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく全校で共有することも大切である。

(4) 保護者会等で、「何かあれば担任までお気軽にご相談ください」、「担任に相談しづらい場合には、校長をはじめ相談し易い教職員にお気軽にご相談ください」とメッセージを投げかけることで、相談体制を広く周知する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然ではあるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有していることが多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔やみ、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、友人からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

このように、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みえを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、早い段階から的確に関わる。遊びやふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えを受けた場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに校長に報告し、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の確認の有無を確認する。

(3) 被害・加害生徒の保護者への連絡については、校内もしくは家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応策を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や自宅謹慎などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（家族や親しい友人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる複数の生徒たちからの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速に、いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、全教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止に努める。

5. いじめがおきた集団への働きかけ

(1) いじめをはやし立てたり（観衆）、見てみ見ぬふり（傍観）していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを受けた者の立場に立って、その辛さや悔しさについて考えさせ、いじめはその苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める行為であることを理解させ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

観衆や傍観者の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての生徒が、互いに尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚するとともに、全教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭などの背景を理解し、学校における人権教育の課題としてつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権教育の観点に立ち、授業や学校行事を活用し、生徒のエンパワメントを図る。

文化祭や校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上に不適切な書き込みなどがあった場合、まず問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴取と生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的なケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ生徒への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

策定日：平成 26 年 4 月 1 日
更 新：令和 2 年 1 0 月 1 日